

施設利用 確認書

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用開始前に施設利用ガイドラインを確認し理解しました。

利用者名簿に記載のある利用者全員に周知し、下記の事項をすべて遵守のうえ施設を利用します。

記

□施設利用にあたっての留意事項

■全施設共通

- ・ 以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせてください。
 - (1)利用日前2週間以内に、発熱や風邪症状のあった場合
(例：37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛等の症状があった場合)
 - (2)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (3)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 利用団体の代表者（申請者）は、施設利用開始前に、利用者全員の氏名、住所（大字まで）及び当日の体温を記載した書面（以下「利用者名簿」という）を提出してください。
- ・ 利用者名簿は確認後返却いたしますので、必ず1カ月の保管をお願いします。
- ・ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ対して速やかに報告をお願いします。
- ・ 利用者名簿に記載のある方以外の上場はお断りさせていただきます。同伴が必要な幼児・児童・生徒は保護者等が送迎のみを行い、上場は控えてください。
- ・ 高校生以下の児童・生徒が利用する場合は、必ず指導者等の帯同をお願いします。
- ・ 各自でマスクを持参してください。受付時や休憩時等の際、会話をする際は必ずマスクの着用をお願いします。
- ・ 施設内で大きな声での会話、応援はしないでください。
- ・ こまめな手洗いやアルコール等による手指消毒を実施してください。
- ・ 3密（密閉・密集・密接）を避けた利用に努め、屋内施設においては30分に1回以上、5分間程度の換気をお願いします。
- ・ 施設所有の共用器具等を使用した場合は、利用後に消毒を行ってください。
- ・ 会議室及びミーティングルームは、机1台を一人掛けにするなど、十分な感染拡大防止策を講じたうえで利用してください。

（裏面へ続きます。）

(裏面)

□運動・スポーツを行う際の留意事項

■十分な距離の確保

- ・ 運動、スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、運動、スポーツをしていない間も含め、周囲の人と2m以上の距離を空けてください。
(介護者や誘導者の必要な場合は除く。)
- ・ 強度が高い運動、スポーツを行う場合は、呼気が激しくなるため、より一層の距離を空けてください。
- ・ スポーツ活動時も、極力、マスクの着用をお願いします。
なお、息苦しさ、熱中症の症状、その他の体調不良を感じたときは、すぐに他の利用者と十分な距離を保った位置へ移動し、マスクを外して休憩をとる等の対処を行ってください。
- ・ 屋外でマスクを外す場合は、他の利用者と2m以上の距離を確保し、会話を控え、咳エチケットを徹底してください。

■位置取り

- ・ 走る・歩くなどの運動・スポーツにおいては、前の人呼気の影響を減らすため、前後一直線に並ぶのを避け、並走する又は斜め後方に位置を取るなどの工夫を行ってください。

■その他

- ・ タオルの共用はしないでください。
- ・ 飲みきれなかったスポーツドリンク等は施設において捨てず、持ち帰ってください。
- ・ 「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(スポーツ庁)」や各競技団体のガイドライン等を踏まえた対策を行ってください。
- ・ 十分な身体的距離(2メートル程度)を確保した利用に努め、可能な限り接触を減らす練習等の工夫をお願いします。

□施設ごとの制限事項等

■市民体育館

- ・ 利用中は可能な限り入口・窓を開放し、換気に努めてください。
- ・ 更衣室及びシャワー室の利用は見合わせていただきます。
 - * 身体的距離2メートル程度を確保した利用人数の目安
アリーナ：全面100人程度、半面50人程度
柔剣道場：各10人程度

■市営野球場

- ・ 更衣室及びシャワー室の利用は見合わせていただきます。

施設名 _____

利用日時 令和 年 月 日 時 ~ 時 _____

代表者又は申請者 _____
(署名又は記名押印)